

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案について、相続税の実地調査を実施しました。

令和5事務年度においては、実地調査件数343件（対前事務年度比98.8%）、追徴税額合計67億43百万円（同290.9%）でした。

○ 相続税の実地調査実績

項 目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和4事務年度	令和5事務年度		
①	実地調査件数	347 件	343 件	98.8 %	
②	申告漏れ等の非違件数	327 件	307 件	93.9 %	
③	非違割合 (②/①)	94.2 %	89.5 %	▲ 4.7 ポイント	
④	重加算税賦課件数	51 件	49 件	96.1 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	15.6 %	16.0 %	0.4 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格(注)	10,378 百万円	17,469 百万円	168.3 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	1,467 百万円	1,564 百万円	106.6 %	
⑧	追徴 税額	本税	2,020 百万円	6,004 百万円	297.2 %
⑨		加算税	299 百万円	739 百万円	247.2 %
⑩		合計	2,318 百万円	6,743 百万円	290.9 %
⑪	1 件 当 た り 実 地 調 査	申告漏れ課税価格(注) (⑥/①)	2,991 万円	5,093 万円	170.3 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	668 万円	1,966 万円	294.3 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ参考計表」の「1申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和5事務年度においては、接触件数は658件（対前事務年度比66.1%）、申告漏れ等の非違件数は102件（同115.9%）、申告漏れ課税価格は15億79百万円（同66.3%）、追徴税額合計は1億84百万円（同167.3%）でした。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項 目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和4事務年度	令和5事務年度		
①	簡易な接触件数	996 件	658 件	66.1 %	
②	申告漏れ等の非違件数	88 件	102 件	115.9 %	
③	申告漏れ課税価格	2,383 百万円	1,579 百万円	66.3 %	
④	追徴税額	本税	103 百万円	176 百万円	170.9 %
⑤		加算税	6 百万円	8 百万円	133.3 %
⑥		合計	110 百万円	184 百万円	167.3 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	239 万円	240 万円	100.4 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	11 万円	28 万円	254.5 %

II 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

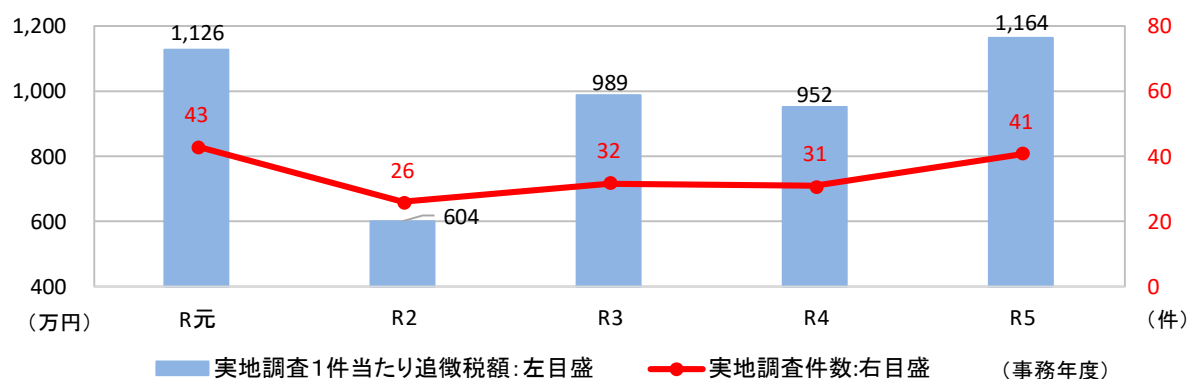
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和5事務年度においては、実地調査件数は41件（対前事務年度比132.3%）、実地調査1件当たりの追徴税額は1,164万円（同122.3%）でした。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項 目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和4事務年度	令和5事務年度		
①	実地調査件数	31件	41件	132.3%	
②	申告漏れ等の非違件数	26件	40件	153.8%	
③	非違割合 (②/①)	83.9%	97.6%	13.7ポイント	
④	申告漏れ課税価格	2,441百万円	4,083百万円	167.3%	
⑤	追徴税額	本税	242百万円	394百万円	162.8%
⑥		加算税	53百万円	83百万円	156.6%
⑦		合計	295百万円	477百万円	161.7%
⑧	1件当たり 実地調査	申告漏れ課税価格 (④/①)	7,873万円	9,959万円	126.5%
⑨		追徴税額 (⑦/①)	952万円	1,164万円	122.3%

○ 無申告事案に係る実地調査事績の推移



2 贈与税に対する実地調査の状況

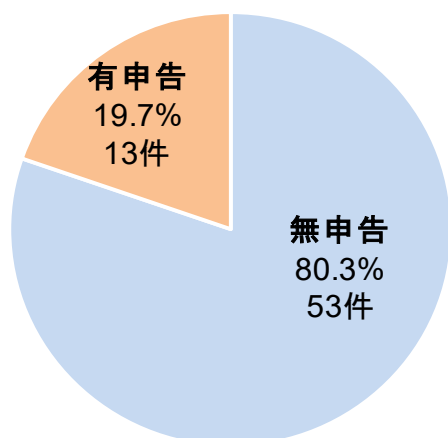
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和5事務年度においては、実地調査件数は66件（対前事務年度比81.5%）、追徴税額は89百万円（同48.4%）でした。

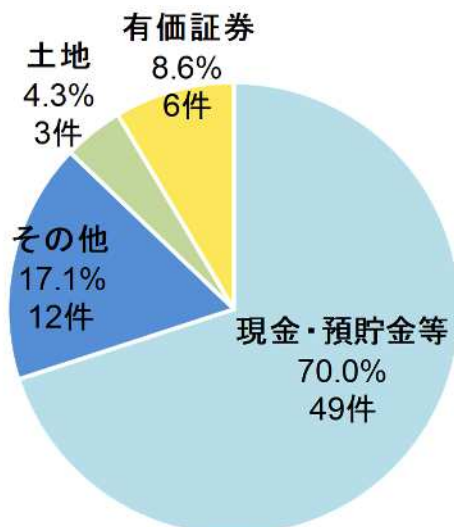
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比
		令和4事務年度	令和5事務年度	
①	実地調査件数	81件	66件	81.5%
②	申告漏れ等の非違件数	78件	66件	84.6%
③	申告漏れ課税価格	549百万円	367百万円	66.8%
④	追徴税額	184百万円	89百万円	48.4%
⑤	1件あたり 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	678万円	555万円	81.9%
⑥	1件あたり 実地調査 追徴税額 (④/①)	228万円	134万円	58.8%

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



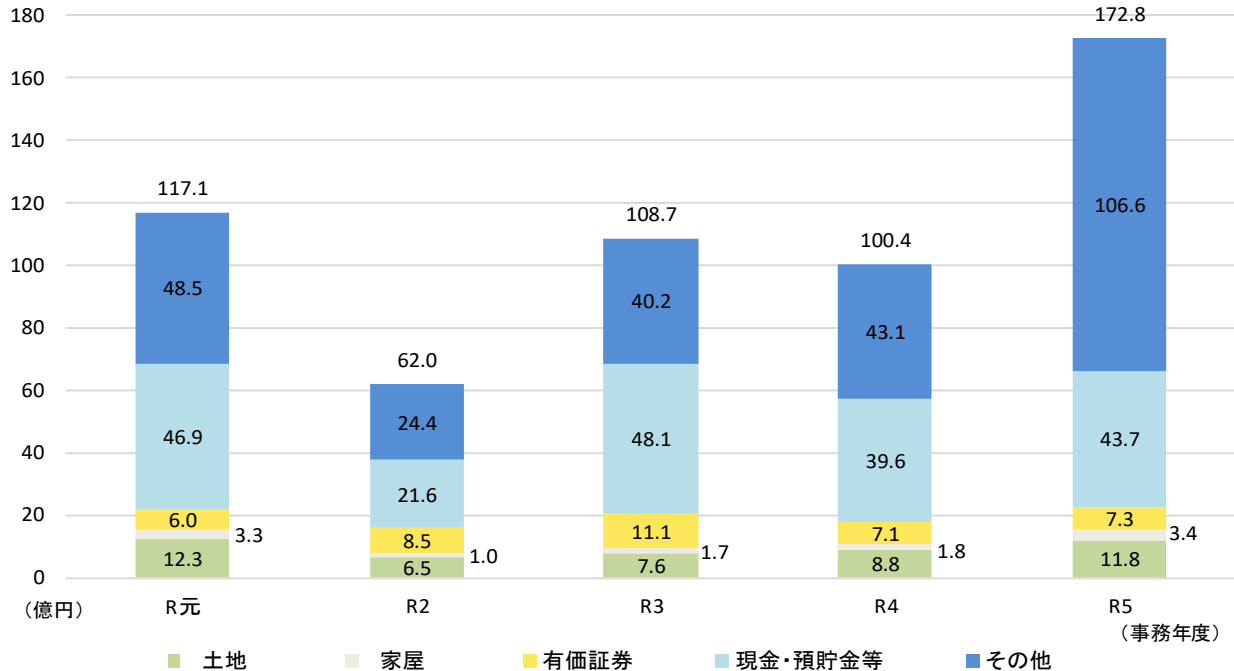
○ 調査事績に係る財産別非違件数（延件数）



(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

